

【 保護者の皆様へ ご協力をお願い 】

玉野市 子どもの生活実態に関する調査について

本市では、全ての子どもが健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」をつくっていくための法律である「こども基本法」に基づき「玉野市こども・若者計画」の策定に取り組んでいます。

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中で、子どもと子育て家庭の状況を適切に把握し、効果的な支援施策の検討に向けた基礎資料とするため、この度、小学5年生及び中学2年生、高校2年生の保護者の皆様を対象にしたアンケート調査を実施することにいたしました。

このアンケートは、お子さんのご家庭での生活習慣や様子などをはじめ、ご家庭の生活状況や保護者の皆様に関することなど、幅広くお答えいただく内容となっています。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

令和7（2025）年●月 玉野市

本調査はインターネットでの回答も可能です。

■ スマートフォンで回答する場合

右の二次元コードを読み取り、回答画面を開いてください。

■ パソコンで回答する場合

以下のURLより回答画面を開いてください。

<https://gyosei.>

- 1 「回答用ウェブサイト」の画面が出たら、協力していただける場合は「アンケート開始」のボタンをクリックし、下に書かれている「回答者番号」と「パスワード」を入力してください。
- 2 最後に「回答完了」をクリックし「調査へのご協力、誠にありがとうございました。」の画面が出たら、アンケートはおしまいです。



回答者番号		パスワード	
-------	--	-------	--

ご回答にあたって（必ずお読みください。）

- この調査は、お子さんの身の回りの世話などを主にしている保護者の方がご回答ください。
- 回答は無記名で統計的に処理し、本調査の目的以外に利用することはありません。
- 上記「回答者番号」と「パスワード」は二重回答を防ぐためのものであり、個人を特定するものではありません。
- 小学生と中学生、高校生のお子さんが、共にいらっしゃる場合（きょうだいがいる場合）は、一番上のお子さんのことについて回答してください。
- この調査は玉野市が実施しています。ご不明な点等は以下にお問い合わせをお願いいたします。

- ご記入いただいた調査票は、添付の封筒に入れ、封をした上で、**●月●日（●）**までにお子さんに渡して学校に提出してください。なお、インターネットでご回答いただいた方は、紙の調査票に記入していただく必要はありません。

調査のお問い合わせ先：玉野市役所 健康福祉部 こどもみらい課

〒706-8510 岡山県玉野市宇野1丁目27番1号 電話（0863）32-5554

E-Mail kodomo@city.tamano.lg.jp

問1 お子さんとあなたとの関係は、次のどれにあたりますか。お子さんから見た続柄でお答えください。（回答は1つ）

※ この調査で「お子さん」とは、調査対象となる、小学5年生又は中学2年生、高校2年生のお子さんのことをいいます。以下同じ。

1 母親（継母を含む）	2 父親（継父を含む）
3 祖父母	4 その他

問2 あなたがお住まいの地区はどこですか。（回答は1つ）

1 田井地区	2 築港地区	3 宇野地区	4 玉・奥玉地区
5 玉原地区	6 和田地区	7 日比・渋川地区	8 荘内地区
9 八浜・大崎地区	10 後閑・山田地区	11 東児地区	12 玉野市以外

問3 現在のお住まいについてお答えください。（回答は1つ）

1 持ち家	2 貸家（民間アパート等）	3 公営住宅
4 社宅・官舎	5 間借り	6 その他

問4 お子さんと同居し、生計を同一にしているご家族の人数（回答者ご自身及びお子さんを含む）をお答えください。（単身赴任中の方も含めてください。）また、同居家族について、お子さんから見た続柄をお答えください。

同居家族の人数 （回答は1つ）	1 2人	2 3人	3 4人
	4 5人	5 6人以上	
同居家族について お子さんから見た続柄 （回答はあてはまるもの全て）	1 母親	2 父親	3 祖父母
	4 きょうだい	5 その他の人	

問5 お子さんと同居し、生計を同一にしている親の婚姻状況をお答えください。（回答は1つ）

1 結婚している（再婚や事実婚を含む）	→ 問7へお進みください	← Web画面上では自動で進みます。（以下同様）
2 離婚	→ 問6へお進みください	
3 死別 -----	} → 問7へお進みください	
4 未婚 -----		
5 いない、わからない -----		

【問5で「2 離婚」と答えた方におたずねします。】

問6 現在、離婚相手からお子さんの養育費を受け取っていますか。（回答は1つ）

1 受け取っている	2 受け取っていない
-----------	------------

問7 あなたの世帯はひとり親世帯に該当しますか。（回答は1つ）

1 該当する	2 該当しない
--------	---------

問8 ご家族に、介護や介助が必要な方はいますか。（回答は1つ）

1 いる	2 いない
------	-------

問9 お子さんの親の年齢をお答えください。（回答は1つずつ）

(1) 母親		(2) 父親	
1 19歳以下	2 20～24歳	1 19歳以下	2 20～24歳
3 25～29歳	4 30～34歳	3 25～29歳	4 30～34歳
5 35～39歳	6 40～44歳	5 35～39歳	6 40～44歳
7 45～49歳	8 50～59歳	7 45～49歳	8 50～59歳
9 60歳以上	10 母親はいない	9 60歳以上	10 父親はいない

問10 お子さんの親の最終学歴（卒業した学校）をお答えください。（回答は1つずつ）

(1) 母親		(2) 父親	
1 中学（中学部）まで		1 中学（中学部）まで	
2 高校（高等部）まで		2 高校（高等部）まで	
3 短大・高専・専門学校（専攻科）まで		3 短大・高専・専門学校（専攻科）まで	
4 大学又はそれ以上		4 大学又はそれ以上	
5 母親はいない（又はわからない）		5 父親はいない（又はわからない）	

問11 お子さんの親の就労状況をお答えください。（回答は1つずつ）

(1) 母親		(2) 父親	
1 正社員・正規職員		1 正社員・正規職員	
2 会社役員		2 会社役員	
3 嘱託・契約社員・派遣職員		3 嘱託・契約社員・派遣職員	
4 パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員		4 パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員	
5 自営業※		5 自営業※	
6 働いていない（家事専業を含む）		6 働いていない（家事専業を含む）	
7 母親はいない（又はわからない）		7 父親はいない（又はわからない）	

※ 家族従業者、内職、自由業、フリーランスを含む。

問 12 保護者の方とお子さんの関わり方についてお尋ねします。次に挙げるそれぞれの項目についてお答えください。（回答は1つずつ）

	あてはまる	どちらかといえばあてはまる	どちらかといえばあてはまらない	あてはまらない
(1) お子さんとよく会話をしている	1	2	3	4
(2) テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めている	1	2	3	4
(3) スマートフォンの使用方法等のルールを決めている	1	2	3	4
(4) お子さんに本や新聞を読むように勧めている	1	2	3	4
(5) お子さんが小さいころ、絵本の読み聞かせをしていた	1	2	3	4
(6) お子さんから、勉強や成績のことについて話をしてくれる	1	2	3	4
(7) ふだん、お子さんと一緒に朝食を食べている	1	2	3	4
(8) ふだん、お子さんと一緒に夕食を食べている	1	2	3	4
(9) 毎月、お子さんに適当なお小遣いを与えている	1	2	3	4

問 13 あなたは、お子さんの授業参観やPTA活動などに、ふだん、どの程度参加していますか。次に挙げるそれぞれの項目についてお答えください。（回答は1つずつ）

	よく参加している	ときどき参加している	あまり参加していない	まったく参加していない
(1) 授業参観や運動会などの学校行事	1	2	3	4
(2) PTA活動や保護者会等のボランティアなど	1	2	3	4
(3) 町内会など地域の行事や活動	1	2	3	4

1 通っている	2 通っていない
---------	----------

1 中学まで 3 短大・高専・専門学校まで 5 その他（ ）	2 高校まで 4 大学又はそれ以上 6 まだわからない
--	--

1	子どもがそう希望しているから	2	一般的な進路だと思うから
3	子どもの学力から考えて	4	家庭の経済的な状況から考えて
5	子どものきょうだいもそうするから	6	子どもの親もそうであったから
7	親として希望しているから	8	学歴は重要だと思うから
9	就職に有利だと思うから	10	できるだけ早く働いてもらいたいから
11	その他（	12	特に理由はない

- 1 身体の発育や発達、健康に関すること
- 2 日常の勉強、進学や受験など子どもの教育に関すること
- 3 教育費など経済的な不安や負担に関すること
- 4 友達付き合い（いじめ等を含む）に関すること
- 5 配偶者・パートナーが子どもとの関わりに協力的でないこと
- 6 相談する相手がいないこと
- 7 子どもの就職に関すること
- 8 非行や問題行動に関すること
- 9 家族との人間関係など子どもとの関わり方に関すること
- 10 子どもとの時間を十分にとれないこと
- 11 子どもを叱りすぎているような気がする
- 12 子育てのストレスがたまっているような気がする
- 13 子どもに十分な食事や衣服を与えることができていない
- 14 習いごとやほしい物など、子どもが望む環境を与えることができていない
- 15 その他（ ）
- 16 特になし

1 配偶者、パートナー	2 祖父母等の親族
3 友人や知人、職場の人	4 学校の先生
5 民生委員・児童委員	6 インターネット、SNS
7 市の職員や保健師	8 専門機関（心理士（師）等）
9 その他（ ）	10 相談先がない

1	市の広報誌やパンフレット	2	市のホームページ
3	市の公式SNS	4	新聞、雑誌
5	テレビ、ラジオ	6	親族、友人や知人
7	学校	8	インターネット、SNS
9	その他（ ）	10	特にない

1 かなりある	2 まあまあある	3 ふつう
4 あまりない	5 まったくない	

1 かなりあった	2 まあまああった	3 ふつう
4 あまりなかった	5 まったくなかった	

※ 収入には、同居し、生計を同一にしている家族全員の以下の収入が含まれます。

- ・ 勤め先の収入（定期収入、賞与等）
- ・ 事業所得（原材料費、人件費、営業上の諸経費等を除く）、内職収入（材料費等を除く）
- ・ 公的年金・恩給、その他の社会保障給付金（生活保護、児童手当、児童扶養手当等）
- ・ 農林漁業収入（農機具等の材料費、営業上の諸経費等を除く）
- ・ 財産所得（預貯金利子、家賃収入等）
- ・ その他の収入（仕送り、養育費、個人年金、各種祝い金等）

1	50 万円未満	2	50～100 万円未満	3	100～150 万円未満
4	150～200 万円未満	5	200～250 万円未満	6	250～300 万円未満
7	300～350 万円未満	8	350～400 万円未満	9	400～450 万円未満
10	450～500 万円未満	11	500～600 万円未満	12	600～700 万円未満
13	700～800 万円未満	14	800～900 万円未満	15	900～1000 万円未満
16	1000 万円以上				

1	電気料金	2	ガス料金
3	水道料金	4	電話料金（固定電話・携帯電話を含む）
5	家賃	6	住宅ローン
7	学校の給食費や授業料等	8	学校の遠足や修学旅行等の参加費
9	その他（	10	未払いになったことはない

1	よくあった	2	ときどきあった
3	まれにあった	4	まったくなかった

1 常を感じている	2 ときどき感じている
3 ほとんど感じることはない	4 まったく感じない

- 1 子どもや生活のことなどの悩みごとを相談できること
- 2 同じような悩みを持った人同士で知り合えること
- 3 民生委員・児童委員など地域の人から支援が受けられること
- 4 病気や障がいのことなどについて専門的な支援が受けられること
- 5 離婚や養育費のことなどについて専門的な支援が受けられること
- 6 就職のための支援が受けられること
- 7 住宅を探すことや住宅費の軽減などの支援が受けられること
- 8 病気や出産、事故があったときなどに一時的に子どもを預けられること
- 9 子どもの就学にかかる費用が軽減されること
- 10 一時的に必要な資金を借りられること
- 11 給食費等の経費の負担が軽減されること
- 12 その他（ ）
- 13 特にない

問 27 あなたのご家庭では、以下の支援制度や相談窓口をこれまでに利用したことがありますか。
(回答は1つずつ)

	現在利用している	現在利用していないが以前利用していた	利用したことがない
(1) <u>就学援助</u> (経済的理由により子どもの就学が困難な場合に、学用品費等を補助する制度のこと。)	1	2	3
(2) <u>生活保護</u> (病気や失業などにより生活費等に困り、ほかに方法がないときに一定の援助が受けられる制度のこと。)	1	2	3
(3) <u>生活困窮者の自立支援相談窓口</u> (仕事や住宅など、様々な生活課題を抱えた経済的に困窮する人のための相談窓口のこと。専門の支援員が具体的な支援プランを作成し、課題の解決に向けた支援を行う。)	1	2	3
(4) <u>児童扶養手当</u> (所得が一定水準以下にある、ひとり親世帯に対する生活支援のための手当のこと。児童手当とは異なります。)	1	2	3
(5) <u>こども家庭センター（玉野市こどもみらい課）</u> (経済的な悩みや就労に関する困りごとを一緒に考え、自立を支援する機関のこと。)	1	2	3

問 28 あなたにとって、玉野市は暮らしやすいまちだと思いますか。「とても暮らしやすい」を 10 点、「暮らしにくい」を 0 点とすると、何点くらいになると思いますか。（回答は 1 つ）

[illegible]

問 29 あなたは、これからも玉野市に住み続けたいと思いますか。「住み続けたい」を 10 点、「住み続けたくない」を 0 点とすると、何点くらいになるとと思いますか。(回答は 1 つ)

住み続けたくない ←————→ 住み続けたい										
0点	1点	2点	3点	4点	5点	6点	7点	8点	9点	10点

幸せではない ← → とても幸せ										
0 点	1 点	2 点	3 点	4 点	5 点	6 点	7 点	8 点	9 点	10 点

1	少子化対策や人口の減少対策	2	子育ての環境や子育て支援
3	学校教育	4	高齢者支援や介護
5	障がいのある人への支援	6	文化、芸術、スポーツ
7	健康づくりや生きがいづくり	8	社会教育や生涯学習
9	就職に向けた支援や職場環境の整備	10	防災活動
11	防犯活動や交通事故防止	12	ごみ処理や温暖化など環境問題
13	観光イベントやまちのPR	14	道路や交通機関の整備
15	商工業の活性化	16	農業の活性化
17	地域活動や地域のコミュニティの活性化	18	住環境の整備
19	まちのデジタル化	20	人権や男女共同参画
21	行政や財政	22	その他（ ）
23	特になし		

8